

長期住所不明組合員の脱退手続きに関する公告

2024年2月1日

津軽保健生活協同組合 理事長 伊藤 真弘



津軽保健生活協同組合定款第10条2項により、「組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。」の規定に基づき、当該事業年度末において脱退処理手続きを行いますので、公告いたします。

病院・診療所・事業所に「長期住所不明組合員の名簿」を備えております。ご自分のお名前を確認したい場合は、受付などの職員にお声をかけてください。名簿に掲載されている組合員は、至急住所変更等の手続きをお願いいたします。

なお、長期住所不明組合員の自由脱退手続きをさせていただいた方でも、住所が判明した場合は、処理手続き前の出資金額をもって再登録をさせていただきます。

閲覧期間：2024年2月1日～2024年2月29日